

群馬県スポーツ指導者協議会専門部規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬県スポーツ指導者協議会規約第12条第2項に基づき、専門部の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 専門部の所掌事項は次のとおりとする。

- 1 総務部 (1) 諸会議の企画立案と運営
(2) 議事録の整理保存
(3) 規約の改廃研究
(4) 登録事務及び研究
(5) 予算・決算計画並びに報告
(6) その他各部に属さない事項
- 2 研修部 (1) 研修会の企画立案と運営
(2) 研修会に関する資料の保存
(3) 各種研修会の参加と研究
(4) その他研修に関する事項
- 3 広報部 (1) 指導協機関紙の発行
(2) 各種資料の収集と保管
(3) 報道関係との連絡
(4) その他広報に関する事項

(部員及び専門部の構成)

第3条 専門部は部員10名以内(部長及び副部長を含む)をもって組織する。

- 2 部員は本会常任理事を、本会理事会(以下「理事会」という)の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 会長は、前項の規程にかかわらず、必要があると認められたときは、学識経験者を理事会の承認を得て当該部員として指名し、委嘱することができる。
- 4 部員の任期は2年とする。ただし、部員は任期満了しても、後任者が就任するまではなおその職務を行う。

(部長及び副部長)

第4条 専門部に部長1名、副部長1名、部員若干名をおく。

- 2 部長・副部長は前条2・3項の規程に基づき委嘱された部員のなかから理事会の互選により決定し、会長が委嘱する。
- 3 部長は会務を総理する。
- 4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代行する。

(会 議)

第5条 専門部の会議は部長が招集し、部長がその議長となる。

- 2 専門部会の議事は、出席部員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 部員が専門部会に出席できないときは他の部員に委任することができる。
- 4 専門部会の決定事項は常任理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。
この規程は、平成15年4月1日から施行する。